

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年3月23日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越智 浩明

### 1 調達内容

#### (1) 名称及び数量

県営林産物（間伐材）売払

#### (2) 売払に付する条件

入札説明書による。

#### (3) 業務の予定期間

契約日から令和2年7月22日

#### (4) 引渡場所

鳥取県日野郡江府町御机字鏡ヶ成709-2 県有林の土場

#### (5) 入札方法

入札は、紙面による入札とする。入札金額は、1 m<sup>3</sup>当たりの単価を記載すること。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が払下品類の木材類買受に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年3月31日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

#### (3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

電話 0859-72-2020

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和2年3月23日(月)から令和2年4月10日(金)までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/hino-shinkou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年3月23日(月)から令和2年4月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送の方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(信書と明記すること。)によること。

また、令和2年5月13日(水)午後2時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年5月13日(水)午後2時、即時開札

鳥取県西部総合事務所日野振興センター

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にとっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和2年4月10日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格を上回る最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。